

令和7年度

住宅耐震診断 申込者募集!

1 耐震診断事業

<木造住宅>

- 費用 無料
- 募集定数 先着10件予定

<非木造住宅>

- 費用 診断費用3分の2を補助
(上限8万9千円)

- 募集定数 先着1件予定

※募集の件数は予算の都合により増減する場合があります。

◆申込み方法

申込用紙に必要事項を記入等のうえ、お申し込みください。

※申込用紙は、事前に産業建設課にて配布しています。
湯浅町ホームページからもダウンロードできます。

◆受付期間

4月1日④から受け付けています。

※定数になり次第締め切らせていただきます。

◆対象建物

①平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
(専用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅)

※非木造住宅は昭和56年5月31日以前に着工された住宅

②地上階数が2階以下で、かつ、延べ床が400㎡以下のもの

2 耐震改修事業

耐震診断を受けた結果、耐震性能が低い場合には、補強工事に対する補助事業があります。

◎耐震補強設計と耐震改修工事の一体的に実施する場合

●費用

①工事費の5分の2 (最大57万5千円)

②設計費と工事費の合計額から①を引いた額
(最大74万1千円)

①②の合計で最大131万6千円

- 募集定数 先着6件予定

※募集の件数は予算の都合により増減する場合があります。



危ない空き家を解体しませんか?

古くなり、倒れてしましそうな危ない空き家はありませんか?

解体費用の一部を補助する制度を実施しています。

●補助金の対象となる危ない空き家とは?

年間を通して住んでいない居住用に使用されていたもので、和歌山県空家等対策推進協議会が作成した特定空家の判断基準に基づく判定が100点以上のもの。

●補助金の交付額等

補助対象工事に要する経費の10分の8(上限80万円)

※補助金の交付の対象となるのは、家財道具、門、塀、機械、地下埋設物(浄化槽等)の除却に係る分を除いた分となります。

※予算の範囲内での補助となりますので、予算がなくなり次第終了です。

※除却を行う前に申請を行っていただく必要があります。事前に産業建設課管理係までご相談ください。